

「苫小牧市火災予防に関する告示(案)」の概要

消防本部予防室
令和 7 年 2 月

1 制定背景、目的

消防法令(政令、総務省令及び条例)において、消防長が指定することとして規定している火災予防関係の規格等について、個別に定めていた消防本部告示を集約し、文言の整理を行い、一部規制を緩和することを目的として作成しました。

2 変更概要

- (1) 関係法令の改正に伴い、避雷設備に求める規格を変更しました。
- (2) 教育担当者に必要な資格要件を追加したほか、準用する防災管理資格について明確にしました。
- (3) 喫煙等の行為を禁止する場所について、従前「店舗等の売場面積が1,000㎡以上の売場部分」として指定していたものを、「3,000㎡以上の店舗等の売場及び公衆の出入りする部分」として緩和します。
- (4) 危険物品の持込みを禁止する場所について、従前は全ての駅、空港、フェリーターミナル等の公共交通機関の施設として指定していましたが、対象を300㎡以上として緩和します。
- (5) これまで個別に発令された火災予防関係告示を廃止します。

3 施行日(予定)

令和7年4月(公布の日)